

| | ＜新＞国の第3期がん対策推進基本計画案 (H29~34) | ＜現行＞県がん対策推進計画 (H25~29) | ＜次期＞県がん対策推進計画 (H30~35) (案) ※変更箇所を赤字で表示 | 変更の考え方、取り組みの基本方針等について (案) |
|------|--|--|--|--|
| 全体目標 | ① 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実(がん予防) ~がんを知りがんを予防する~ ② 患者本位のがん医療の実現(がん医療の充実) ~適切な医療を受けられる体制を充実させる~ ③ 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築(がんとの共生) | I がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少) II すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上 III がん検診受診率50%以上 IV がんになっても安心して暮らせる社会の構築 | I 予防の強化と早期発見の推進 II 質の高い医療の確保 III 患者支援体制の充実 | (全体目標) ・全体目標は、本県のがん対策における「施策の柱」となる項目として、その位置づけを整理し、現行計画の「重点課題」を引用するもの。 ※県新総合計画の政策骨子案「安心3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進」(参考資料4)の<主な施策の項目と具体例>も参考にした |
| 重点課題 | (削除) ※H29.5.17 国がん対策推進協議会において、『(これまでの協議会での意見等を踏まえ、)全ての分野が大事であり、今回、重点的に取り組む分野は設けない。』と厚生労働省より説明あり。(議事録により確認) | 1 予防の強化と早期発見の推進(がん予防の強化、がんの早期発見) 2 質の高い医療の確保(手術・放射線・化学療法のさらなる充実と専門的な医療従事者の育成、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、がん登録の推進) 3 患者支援体制の充実 | 1 がん検診受診率向上 2 胃がん・働く世代(40~64歳)の乳がんの予防対策の強化 3 たばこ対策の充実 4 がん患者が必要に応じた医療を受けられるがん医療提供体制 5 小児・AYA世代のがんへの支援 | (重点課題) ・国計画では「重点課題」は削除されたが、県計画の実効性を確保するため、優先的に取り組むべき課題を整理し、重点的かつ戦略的に進めていくことが必要であり、引き続き、重点課題を設定するもの。 ・本県の課題(資料1)を整理し、重点的に取り組む必要があると考えられる5項目を設定したもの。 |
| 分野 | 1. がん予防 (1) がんの1次予防 ※生活習慣、感染症対策について (2) がんの早期発見、がん検診(2次予防) | 1. がんにかからない生活習慣の確立 (1) 子どもの頃からの正しい知識の普及 (2) 望ましい生活習慣の確立 (3) たばこ対策の充実、強化 (4) ウイルスや細菌など感染の予防 | 1. がんにかからない生活習慣の確立 (1) 子どもの頃からの正しい知識の普及 (2) 望ましい生活習慣の確立 (3) たばこ対策の充実、強化 (4) ウイルスや細菌など感染の予防 | (3. 質の高い医療が受けられる体制の充実) ・国計画での表現を引用し、化学療法を 薬物療法 へ修正するもの。 ・国計画では、 支持療法 に関する診療ガイドラインの作成が示されており、本県の拠点病院等での活用を推進するため、追記するもの。 ・国で検討されている「 がんゲノム医療 中核拠点病院(案)」と本県の拠点病院等との連携等を図るため、追記するもの。 |
| | 2. がん医療の充実 ①(1) がんゲノム医療 (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、②免疫療法の充実 (3) チーム医療の推進 (4) がんのリハビリテーション ③(5) 支持療法の推進 ※副作用等に対するケア (6) 希少がん、④難治性がん対策 (7) 小児がん、⑤AYA世代のがん、⑥高齢者のがん対策 (8) 病理診断 (9) がん登録 (10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組み | 2. がんの早期発見体制の強化 (1) 検診受診率の向上 (2) 効果的検診手法の普及 (3) 検診精度の向上 | 2. がんの早期発見体制の強化 (1) 検診受診率の向上 (2) 効果的検診手法の普及 (3) 検診精度の向上 | (3. 質の高い医療が受けられる体制の充実) ・国における「 免疫療法 に関する正しい情報提供のあり方」についての検討結果を踏まえ、本県の拠点病院等での免疫療法への対応を推進するため、追記するもの。 ・国計画で新規項目となっている「 難治性がん対策 」については、現行県計画の「(4) 最新の医療技術への対応」で既に対応している。 |
| 別 | 3. がんとの共生 (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進 (2) 相談支援、情報提供 (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援 (4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題(ケバパーシップ) (5) ⑦ライフステージ(小児・AYA世代・高齢者)に応じたがん対策 | 3. 質の高い医療が受けられる体制の充実 (1) 富山型がん診療体制の強化 (2) 手術療法、放射線療法及び化学療法のさらなる充実とチーム医療の推進 (3) がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質の向上 (4) 最新の医療技術への対応 (5) がんと診断された時からの緩和ケアの推進 | 3. 質の高い医療が受けられる体制の充実 (1) 富山 県 のがん診療体制の強化 ※表現修正のみ (2) 手術療法、放射線療法、 薬物療法 、 支持療法 のさらなる充実とチーム医療の推進 (3) がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質の向上 (4) がんゲノム医療・免疫療法を含めた 最新の医療技術への対応 (5) がんと診断された時からの緩和ケアの推進 | (5. 働く世代やライフステージに応じたがん対策の充実) ・国計画では、「 AYA世代 の多様なニーズに応じた情報提供、相談支援・就労支援を実施できる体制を構築する」とされており、県においても、県がん総合相談支援センター等での相談支援の強化を推進するため、追記するもの。 ・国計画では、 高齢のがん患者 の意思決定の支援に関する診療ガイドラインを作成し、がん拠点病院への普及を検討するとされており、本県の拠点病院等での活用を推進するため、新項目として追加するもの。 |
| | 4. これを支える基盤の整備 (1) がん研究 (2) 人材育成 (3) がん教育、がんに関する知識の普及啓発 | 4. がん患者の支援体制の充実 (1) 患者及びその家族の相談支援の充実 (2) 在宅療養支援体制・地域緩和ケアの充実 (3) がん患者の活動支援 (4) がんの教育・普及啓発 | 4. がん患者の支援体制の充実 (1) 患者及びその家族の相談支援の充実 (2) 在宅療養支援体制・地域緩和ケアの充実 (3) がん患者の活動支援 (4) がんの教育・普及啓発 | (5. 働く世代や ライフステージ に応じたがん対策の充実) ・国計画では、 高齢のがん患者 の意思決定の支援に関する診療ガイドラインを作成し、がん拠点病院への普及を検討するとされており、本県の拠点病院等での活用を推進するため、新項目として追加するもの。 ・国計画での表現を引用し、項目名の一部を「 ライフステージに応じた 」へ修正する。 |
| 策 | | 5. 働く世代や小児へのがん対策の充実 (1) がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応 (2) 小児がん対策 | 5. 働く世代や ライフステージ に応じたがん対策の充実 (1) がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応 (2) 小児・ AYA世代 のがん対策 ⑧(3) 高齢者のがん対策 | |
| | | 6. 調査・研究の推進 (1) がん登録の推進 (2) 臨床研究の推進 | 6. 調査・研究の推進 (1) がん登録の推進 (2) 臨床研究の推進 | |